

議案第 67 号

目黒区営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 29 年 1 月 22 日

提出者 目黒区長 青木英二

目黒区営住宅条例の一部を改正する条例

目黒区営住宅条例（平成 9 年 1 月目黒区条例第 53 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 3 号中「小学校就学の始期に達するまでの者」を「18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者」に改める。

第 13 条第 1 項中「令第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改め、同項ただし書中「使用者からの収入に関する」を削り、「第 33 条の 2 の規定による」の次に「報告の」を、「とき」の次に「（使用者が公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、第 26 条の規定による報告を行うこと及び第 33 条の 2 の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると区長が認めるときを除く。）」を加え、同条第 3 項中「令第 15 条第 1 項」を「第 16 条第 1 項」に改める。

第 16 条中「第 11 条及び令第 15 条第 2 項」を「第 12 条及び第 16 条第 2 項」に改める。

第 21 条第 1 項中「公営住宅法施行規則（昭和 26 年建設省令第 19 号。以下「省令」という。）第 10 条」を「省令第 11 条」に改める。

第 22 条第 1 項中「第 11 条」を「第 12 条」に改める。

第 26 条に次のただし書を加える。

ただし、使用者が省令第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、当該報告を行うことが困難な事情にあると区長が認めるときは、この限りでな

い。

第30条第2項中「第8条第2項」の次に「（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「令第15条第1項」を「第16条第1項」に改める。

#### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第13条第1項ただし書の改正規定（「使用者からの収入に関する」を削る部分及び「第33条の2の規定による」の次に「報告の」を加える部分を除く。）、第26条にただし書を加える改正規定及び第30条第2項の改正規定（「令第15条第1項」を「第16条第1項」に改める部分を除く。）は、平成30年4月1日から施行する。

（説明） 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成29年法律第25号）により公営住宅法（昭和26年法律第193号）が改正されたこと等に伴い、使用者の資格条件を緩和し、認知症である者等の収入報告義務を免除するとともに、規定の整備を行うため、条例改正の必要を認め、この案を提出します。

## 資料

目黒区営住宅条例の一部を改正する条例案新旧対照表

(\_\_\_\_\_は、改正点)

改 正 案	現 行 条 例
(使用者の資格)	(使用者の資格)
第5条 (現行に同じ。)	第5条 (省略)
2 前項第4号アに規定する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。	2 前項第4号アに規定する場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。
(1)・(2) (現行に同じ。)	(1)・(2) (省略)
(3) 同居者に <u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者</u> がある場合	(3) 同居者に <u>小学校就学の始期に達するまでの者</u> がある場合
3~5 (現行に同じ。)	3~5 (省略)
(使用料)	(使用料)
第13条 使用料は、毎年度、第27条の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条及び <u>第16条第1項</u> に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第26条の規定による報告がない場合において、第33条の2の規定による <u>報告の請求</u> を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないとき <u>（使用者が公営住宅法施行規則（昭和26</u>	第13条 使用料は、毎年度、第27条の規定により認定された収入の額に基づき、近傍同種の住宅の家賃（第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。）以下で令第2条及び <u>令第15条第1項</u> に定める算定方法により算定した額とする。ただし、第26条の規定による <u>使用者からの収入に関する報告</u> がない場合において、第33条の2の規定による請求を行ったにもかかわらず使用者がその請求に応じないときは、当該区営住宅の

年建設省令第19号。以下「省令」という。) 第8条各号に掲げる者に該当する場合において、第26条の規定による報告を行うこと及び第33条の2の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると区長が認めるときを除く。) は、当該区営住宅の使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (現行に同じ。)

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び第16条第1項に定める算定方法により算定した額とする。

(建替事業等に係る使用料の特例)

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可された区営住宅の使用料が従前の区営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第12条及び第16条第2項に定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)・(2) (現行に同じ。)

(同居の許可)

第21条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとす

使用料は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 (省略)

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条及び令第15条第1項に定める算定方法により算定した額とする。

(建替事業等に係る使用料の特例)

第16条 区長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、新たに使用を許可された区営住宅の使用料が従前の区営住宅の最終の使用料を超えることとなり、かつ、当該使用者の居住の安定を図るために必要があると認めるときは、第13条第1項、第30条第1項又は第32条第1項の規定にかかわらず、令第11条及び令第15条第2項に定めるところにより、当該使用者の使用料を減額するものとする。

(1)・(2) (省略)

(同居の許可)

第21条 使用者は、入居の際の同居者以外の者を新たに同居させようとす

るときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (現行に同じ。)

(使用の承継)

第22条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第12条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (現行に同じ。)

(収入に関する報告)

第26条 使用者は、規則で定めるところにより、毎年度、収入に関する報告を行わなければならない。ただし、使用者が省令第8条各号に掲げる者に該当する場合において、当該報告を行うことが困難な事情にあると区長が認めるときは、この限りでない。

(収入超過者の使用料)

第30条 (現行に同じ。)

2 前項の使用料は、毎年度、第27条の規定により認定された収入の額に

るときは、公営住宅法施行規則（昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。）第10条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (省略)

(使用の承継)

第22条 使用者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該使用者と同居していた者が引き続き居住することを希望するときは、省令第11条に規定するところによるほか、規則で定めるところにより、区長の許可を受けなければならない。

2 (省略)

(収入に関する報告)

第26条 使用者は、規則で定めるところにより、毎年度、収入に関する報告を行わなければならない。

(収入超過者の使用料)

第30条 (省略)

2 前項の使用料は、毎年度、第27条の規定により認定された収入の額に

基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項（同条第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第16条第1項に定める算定方法により算定する。

基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、令第8条第2項及び令第15条第1項に定める算定方法により算定する。